

輸出物品販売制度（免税販売）に係る
動植物検疫及び放射能物質に関するQ&A（事業者向け）

I 総論

- 問1. 輸出物品販売場制度の許可を受けて販売している農産物等（畜産物、水産物を含む。）は、検疫（輸出検査）を受ける必要があるのでしょうか。
- 問2. 訪日外国人等へ農畜産物等（畜産物、水産物を含む。）を販売するにあたり、購入者に対して、動植物検疫についてどのような説明したらよいのでしょうか。
- 問3. 日本での輸出検査はどのようにすれば受けられるのでしょうか。
- 問4. 日本での輸出検査には、いくら費用が必要でしょうか。

Ⅲ 野菜・果物編

- 問5. 野菜や果物などの農産物を持ち出すには、どのような手続が必要でしょうか。
- 問6. 具体的には、どのような農産物が植物防疫所の検査対象になるのでしょうか。
- 問7. 輸出検査が必要な農産物を、日本での輸出検査を受けずに農産物を海外へ持ち出した場合はどうなるのでしょうか。

Ⅲ お肉編

- 問8. 日本から海外に肉や肉製品等の畜産物を持ち帰ることはできるのでしょうか。
- 問9. 日本から海外に肉や肉製品等の畜産物を持ち帰る場合、日本ではどのような手続が必要でしょうか。
- 問10. 具体的にどのような畜産物が動物検疫所の検査対象になるのでしょうか。
- 問11. 動物検疫所の輸出検査を受けずに畜産物を海外へ持ち出そうとした場合はどうなるのでしょうか。

IV お魚編

問 12. 日本から海外へ水産物を持ち出すには、どのような手続が必要でしょうか。

V 放射性物質編

問 13. 日本から海外へ食品等を持ち出すには、放射性物質の関係でどのような手続が必要でしょうか。

< I 総論 >

問1. 輸出物品販売場制度の許可を受けて販売している農産物等（畜産物、水産物を含む。）は、検疫（輸出検査）を受ける必要があるのでしょうか。

（答）

事業者が輸出物品販売場として許可を受け、免税販売している野菜や果物などの農産物等であっても、これらを海外に持ち出す場合、輸出検査を受ける必要があります。

特にお肉などの畜産物については、必ず動物検疫所による輸出検査を受ける必要があります。

また、輸出検査が必要な野菜や果物などの農産物等を、日本での輸出検査を受けずに海外へ持ち出した場合、持ち出し先国の空港等で持ち込みが認められず、没収されることもあり、トラブルに発展することもあります。

このため、購入者に対しては、販売する畜産物や農産物などが、海外に持ち出し可能か、輸出検査が必要かといった情報について説明して頂きますようご協力をお願いします。

（参考）

動物検疫所 <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

植物防疫所 http://www.maff.go.jp/pps/j/search/exp_index.html

問2. 訪日外国人等へ農産物等（畜産物、水産物を含む。）を販売するにあたり、購入者に対して、輸出検査についてどのような説明したらよいのでしょうか。

（答）

野菜や果物、お肉などの販売に当たっては、具体的には次のことを購入者にご説明ください。

- ① 輸出相手国により、日本から自国に持ち込まれる農産物等に対する規制は様々で、国によっては日本からのこれらの持ち込みを禁止している場合があること。
- ② 日本から海外へ農産物等の持出しを希望される場合は、輸出相手国の受入条件をあらかじめ確認の上、農産物等を購入する前に動物検疫所、植物防疫所等に相談すること。
- ③ また、日本から海外に肉製品等の畜産物を持ち出すには、動物検疫所で輸出検査を必ず受ける必要があること。
- ④ 免税店で購入したものも含め、おみやげ、個人消費目的のもの、商品サンプル等、たとえ少量であっても、輸出検査を受けずに肉製品等の畜産物を日本から持ち出すことはできないこと。

問3. 日本での輸出検査はどのようにすれば受けられるのでしょうか。

(答)

各空海港にある植物防疫所及び動物検疫所で検査を受けることができます。

野菜や果実などの農産物については、出国当日にご利用空港の植物防疫所で検査を受けることができます。また、出国日以前であっても最寄りの植物防疫所で検査を受けることができます。検査の結果、問題がない場合は、植物防疫官が植物検疫証明書を発行します。通常、輸出検査から植物検疫証明書発給までに1～2時間程度ですが、農産物の種類によって検査にかかる時間が異なりますので、事前に植物防疫所にお問い合わせ下さい。

一方、お肉などの畜産物については、輸出検査に必要な証明書など予めご準備いただく書類が必要となる場合がありますので、事前に動物検疫所にお問い合わせください。

(参考)

動物検疫所所在地 <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/10.html>

植物防疫所所在地 <http://www.maff.go.jp/pps/j/map/index.html>

問4. 日本での輸出検査には、いくら費用がかかるのでしょうか。

(答)

輸出検査及び動植物検疫証明書の発行には、費用はかかりません。

< II 野菜・果物編 >

問5. 野菜や果物などの農産物を持ち出すには、どのような手続が必要でしょうか。

(答)

農産物を外国に持ち出す場合、持ち出し先国や持ち出す農産物の種類によって、持ち出せるものと持ち出せないものがあります。また、持ち出すための手続としては、あらかじめ持ち出し先国が発給する許可の取得が必要なものや、日本での輸出検査が必要なものなどがあります。輸出検査は、一般に、野菜、果物、切り花、コメ、植物の種子や苗木等、多くの場合、必要となります。これには、おみやげや個人消費用、免税店で購入したものも含まれます。

なお、持ち出し先国が要求する手続については、植物防疫所ホームページ ([旅行者用簡易検索情報](#)) をご利用下さい。ご不明な点は最寄りの農林水産省植物防疫所に問い合わせいただく

か、持ち出し先国の[駐日在外公館](#)又は持ち出し先国の検疫当局にご相談下さい。

問6. 具体的には、どのような農産物が植物防疫所の検査対象になるのでしょうか。

(答)

例えば、韓国へお土産としてカキを持ち出す場合は、植物防疫所の検査を受ける必要はなく、そのまま持ち出すことができますが、ナガイモは、検査を受ける必要があり、モモについては検査を受けても持ち出すことはできません。

このように、同じ農産物でも、国・地域ごとに持ち出すための条件は異なり、また、同じ国・地域であっても、農産物の品目ごとに持ち出すための条件は異なります。([輸出条件早見表参照](#))

なお、ジャムやジュースなどの加工食品は、植物検疫の検査対象ではありません。

問7. 輸出検査が必要な農産物を、日本での輸出検査を受けずに農産物を海外へ持ち出した場合はどうなるのでしょうか。

(答)

持ち出し先国の空港等で、農産物の持ち込みが認められず、没収されることもあります。

また、我が国においては、植物防疫法で、必要な検査を受けずに農産物を海外に持ち出した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することが規定されています。

<Ⅲ お肉編>

問8. 日本から海外に肉や肉製品等の畜産物を持ち帰ることはできるのでしょうか。

(答)

日本から海外に肉や肉製品等の畜産物を持ち帰る場合、基本的に、入国(帰国)時に相手国の検疫を受けて、検査に合格する必要があります。

このため、相手国の検疫当局又は[在日大使館](#)に、「日本から肉製品を持ち込むことができるのか?」、「日本から肉製品を持ち込むにはどのような手続が必要か?」等、日本から自国に持ち込まれる畜産物に対する規制(以下「検疫制度」という。)について必ずご確認ください。

なお、一部の国・品目については禁止されていること(例 日本から中国への肉、肉製品の持ち込み)が明らかになっておりますので、詳しくは動物検疫所ホームページ([輸出入停止措置情報](#))をご覧ください。

問9. 日本から海外に肉や肉製品等の畜産物を持ち帰る場合、日本ではどのような手続が必要でしょうか。

(答)

日本から海外へ畜産物を持ち出すには、日本の動物検疫所で必ず輸出検査を受けなければなりません。

免税店で購入したものも含め、おみやげ、個人消費用等、たとえ少量であっても、輸出検査を受けていないものは日本から持ち出すことはできません。

このため、日本から海外に肉や肉製品等の畜産物を持ち帰ろうとする場合、相手国の検疫制度について確認した後、最寄りの動物検疫所(所在地一覧)に必ずご相談ください。

問10. 具体的にどのような畜産物が動物検疫所の検査対象になるのでしょうか。

(答)

生肉、ハム、ソーセージ、乾燥肉(ジャーキー)、餃子、ハンバーガー等の肉製品(弁当、調理済のもの、真空包装されたものも含む)をはじめ、それ以外にも骨、卵、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄(ひづめ)やこれらの加工品は動物検疫所の検査対象です。また、これらの畜産物以外であっても、相手国が家畜の伝染性疾病をひろげるおそれのない旨の証明を要求しているものは、動物検疫所の輸出検査を受ける必要があります。

問11. 動物検疫所の輸出検査を受けずに畜産物を海外へ持ち出そうとした場合はどうなるのでしょうか。

(答)

家畜伝染病予防法第45条において、畜産物を海外へ持ち出そうとする者は、あらかじめ、動物検疫所の輸出検査を受けなければならない旨規定されています。この規定に違反した場合、同法第63条において、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することが規定されています。

<IV 水産物編>

問12. 日本から海外へ水産物を持ち出すには、どのような手続が必要でしょうか。

(答)

日本から海外へ水産物を持ち出すには、輸出相手国の要求に応じて水産庁や都道府県による輸出証明書の発行を受ける必要があります。輸出相手国との協議により、輸出証明書発行手続が定められている国及び水産物は、水産庁ホームページ（[水産物輸出に関する情報](#)）に掲載されていますので、ご確認ください。

また、その他の国への水産物の持ち出しについては、あらかじめ在日大使館又は相手国の検疫当局にご確認ください。

<V 放射性物質編>

問 13. 日本から海外へ食品等を持ち出すには、放射性物質の関係でどのような手続きが必要でしょうか。

(答)

東京電力福島第一原子力発電所の事故後に、諸外国・地域が日本から輸入される食品等に対して、国が証明する放射性物質に関する各種証明書等を要求している場合があります。

放射性物質に関する各種証明書の手続については、農林水産省ホームページ（食品等に係る諸外国への輸出に関する証明書発行について）に掲載されておりますので、ご確認ください。

また、農林水産省ホームページに掲載されていない国への食品等の持ち出しや、個人消費向けの食品等の持ち出しについては、あらかじめ当該国の在日大使館又は相手国の通関当局にご確認ください。

輸出条件早見表

カキ								ウンシュウミカン							
	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール		香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	○	△	○	○	手荷物	○	×	×	△	×	○	○
宅配便	○	△	×	×	×	○	×	宅配便	○	△	×	×	×	○	×
<p>○ そのまま持ち帰れます。 ※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県のカキを持って帰ることができません。</p> <p>△ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)</p> <p>※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県のカキを持って帰ることができません。</p> <p>× 持ち帰れません。 注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。</p>								<p>○ そのまま持ち帰れます。 ※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉産のウンシュウミカンを持って帰ることができません。</p> <p>△ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)</p> <p>※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉産のウンシュウミカンを持って帰ることができません。</p> <p>× 持ち帰れません。 注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。</p>							
サクランボ								モモ							
	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール		香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	○	△	○	○	手荷物	○	×	×	×	△	○	○
宅配便	○	△	×	×	×	○	×	宅配便	○	×	×	×	×	○	×
<p>○ そのまま持ち帰れます。 ※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉産のサクランボを持って帰ることができません。</p> <p>△ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)</p> <p>※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉産のサクランボを持って帰ることができません。</p> <p>× 持ち帰れません。 注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。</p>								<p>○ そのまま持ち帰れます。 ※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉産のモモを持って帰ることができません。</p> <p>△ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)</p> <p>× 持ち帰れません。 注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。</p>							

ナシ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	×	△	○	○
宅配便	○	×	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のナシを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- × 持ち帰りできません。
注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

リンゴ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	×	△	○	○
宅配便	○	×	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のリンゴを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- × 持ち帰りできません。
注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

ビワ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	×	×	○	○
宅配便	○	△	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のビワを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- ※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のビワを持って帰ることができません。
- × 持ち帰りできません。
注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

イチゴ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	○	△	○	○
宅配便	○	△	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のイチゴを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- ※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のイチゴを持って帰ることができません。
- × 持ち帰りできません。
注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

ブドウ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	○	△	○	○
宅配便	○	△	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のブドウを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- ※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のブドウを持って帰ることができません。
- × 持ち帰りできません。
注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

メロン

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	○	△	○	○
宅配便	○	△	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のメロンを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- ※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のメロンを持って帰ることができません。
- × 持ち帰りできません。
注) 平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

ナガイモ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	△	△	○	○
宅配便	○	×	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のナガイモを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- × 持ち帰りできません。
注)平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

ワサビ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	×	×	○	△	○	○
宅配便	○	×	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のワサビを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- × 持ち帰りできません。
注)平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

コメ

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	○	×	○	△	○	○
宅配便	○	○	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産のコメを持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- × 持ち帰りできません。
注)平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

緑茶

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	○	×	○	△	○	○
宅配便	○	○	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産の緑茶を持って帰ることができません。
- △ 持ち帰れますが、空港の植物防疫所で検査を受ける必要があります。(成田、羽田、中部、関西、福岡空港については出国当日に空港の植物防疫所で検査を受けることができます。円滑な検査実施のため、各空港の植物防疫所あて事前に連絡をお願いします。その他の空港については、事前に最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
- × 持ち帰りできません。
注)平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

粉ミルク

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	○	×	○	○	○	○
宅配便	○	○	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、香港と台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産の粉ミルクを持って帰ることができません。
- × 持ち帰りできません。
注)平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。

飲料水

	香港	台湾	中国	韓国	タイ	マレーシア	シンガポール
手荷物	○	○	×	○	○	○	○
宅配便	○	○	×	×	×	○	×

- そのまま持ち帰れます。
※ただし、台湾には福島、茨城、栃木、群馬、千葉県産の飲料水を持って帰ることができません。
- × 持ち帰りできません。
注)平成26年10月1日現在の情報に基づくものです。